

平成九年政令第三百四十六号

環境影響評価法施行令

内閣は、環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第二条第二項及び第三項並びに第四十八条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（第一種事業）

第一条 環境影響評価法（以下「法」という。）

第二条第二項の政令で定める事業は、別表第一の第一欄に掲げる事業の種類ごとにそれぞれ同表の第二欄に掲げる要件に該当する一の事業とする。ただし、当該事業が同表の一の項から五の項まで又は八の項から十三の項までの第二欄に掲げる要件のいずれかに該当し、かつ、公有水面の埋立て又は干拓（同表の七の項の第二欄に掲げる要件に該当するもの及び同表の七の項の第三欄に掲げる要件に該当することを理由として法第四条第三項第一号の措置がとられたものに限る。以下「対象公有水面埋立て等」という。）を伴うものであるときは、対象公有水面埋立て等である部分を除くものとする。

（法第二条第二項第一号ワの政令で定める事業の種類）

第二条 法第二条第二項第一号ワの政令で定める事業の種類は、宅地の造成の事業（造成後の宅地又は当該宅地の造成と併せて整備されるべき施設が不特定かつ多数の者に供給されるものに限るものとし、同号チからヲまでに掲げるものに該当するものを除く。）とする。

（免許等に係る法律の規定）

第三条 法第二条第二項第二号イの法律の規定であつて政令で定めるものは、別表第一の第一欄に掲げる事業の種類（第二欄及び第三欄に掲げる事業の種類を含む。）ごとにそれぞれ同表の第四欄に掲げるとおりとする。

（法第二条第二項第二号ロの政令で定める給付金）

第四条 法第二条第二項第二号ロに規定する給付金のうち政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第九十六条第二項に規定する交付金
二 社会資本整備総合交付金
（法第二条第二項第二号ホの法律の規定であつて政令で定めるもの）

第五条 法第二条第二項第二号ホの法律の規定であつて政令で定めるものは、公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第四十二条第一項

（土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第二条第二項第四号の事業に適用される場合に限り）の規定とする。

（第二種事業の規模に係る数値の比）

第六条 法第二条第三項の政令で定める数値は、〇・七五とする。

（第二種事業）

第七条 法第二条第三項の政令で定める事業は、

別表第一の第一欄に掲げる事業の種類ごとにそれぞれ同表の第三欄に掲げる要件に該当する一の事業とする。ただし、当該事業が同表の一の項から五の項まで又は八の項から十三の項までの第三欄に掲げる要件のいずれかに該当し、かつ、対象公有水面埋立て等を伴うものであるときは、対象公有水面埋立て等である部分を除くものとする。

（配慮書についての環境大臣の意見の提出期間）

第八条 法第三条の五の政令で定める期間は、四十五日とする。

（主務大臣の意見の提出期間）

第九条 法第三条の六の政令で定める期間は、九十日とする。

（方法書についての都道府県知事の意見の提出期間）

第十条 法第十条第一項の政令で定める期間は、九十日とする。ただし、同項の意見を述べるため実地の調査を行う必要がある場合において、積雪その他の自然現象により長期間にわたり当該実地の調査が著しく困難であるときは、百二十日を超えない範囲内において都道府県知事が定める期間とする。

2 都道府県知事は、前項ただし書の規定により期間を定めるときは、事業者に対し、遅滞なくその旨及びその理由を通知しなければならない。

（法第十条第四項の政令で定める市）

- 第十一条 法第十条第四項の政令で定める市は、札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、吹田市、神戸市、尼崎市、岡山市、広島市、北九州市及び福岡市とする。

（準備書についての関係都道府県知事の意見の提出期間）

第十二条 法第二十条第一項の政令で定める期間は、百二十日とする。ただし、同項の意見を述べるため実地の調査を行う必要がある場合にお

いて、積雪その他の自然現象により長期間にわたり当該実地の調査が著しく困難であるときは、百五十日を超えない範囲内において関係都道府県知事が定める期間とする。

2 第十条第二項の規定は、前項ただし書の規定により期間を定めた場合について準用する。

（法第二十一条第一号の政令で定める軽微な修正等）

第十三条 法第二十一条第一号の政令で定める軽微な修正は、別表第二の第一欄に掲げる対象事業の区分ごとにそれぞれ同表の第二欄に掲げる事業の諸元の修正であつて、同表の第三欄に掲げる要件に該当するもの（当該修正後の対象事業について法第六条第一項の規定を適用した場合における同項の地域を管轄する市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）に当該修正前の対象事業に係る当該地域を管轄する市町村長以外の市町村長が含まれるもの及び環境影響が相当な程度を超えて増加するおそれがあると認めらるべき特別の事情があるものを除く。）とする。

2 法第二十一条第一号の政令で定める修正は、次に掲げるものとする。

一 前項に規定する修正

二 別表第二の第一欄に掲げる対象事業の区分ごとにそれぞれ同表の第二欄に掲げる事業の諸元の修正以外の修正

三 前二号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減を目的とする修正であつて、当該修正後の対象事業について法第六条第一項の規定を適用した場合における同項の地域を管轄する市町村長に当該修正前の対象事業に係る当該地域を管轄する市町村長以外が含まれていないもの

（評価書についての環境大臣の意見の提出期間）

第十四条 法第二十三条の政令で定める期間は、四十五日とする。

（法第二十三条の二の政令で定める公法上の法人）

第十五条 法第二十三条の二の政令で定める公法上の法人は、港湾法（昭和二十五年法律第二十八号）第四条第一項の規定による港務局とする。

（評価書についての免許等を行う者等の意見の提出期間）

第十六条 法第二十四条の政令で定める期間は、九十日とする。

（法第二十五条第一項第一号の政令で定める軽微な修正等）

第十七条 第十三条の規定は、法第二十五条第一項第一号の政令で定める軽微な修正及び同号の政令で定める修正並びに法第二十八条ただし書の政令で定める軽微な修正及び同条ただし書の政令で定める修正について準用する。

（法第二十一条第二項の政令で定める軽微な変更）

第十八条 法第三十一条第二項の政令で定める軽微な変更は、別表第三の第一欄に掲げる対象事業の区分ごとにそれぞれ同表の第二欄に掲げる事業の諸元の変更であつて、同表の第三欄に掲げる要件に該当するもの（当該変更後の対象事業について法第六条第一項の規定を適用した場合における同項の地域を管轄する市町村長に当該変更前の対象事業に係る当該地域を管轄する市町村長以外が含まれるもの及び環境影響が相当な程度を超えて増加するおそれがあると認めらるべき特別の事情があるものを除く。）とする。

2 法第三十一条第二項の政令で定める変更は、次に掲げるものとする。

一 前項に規定する変更

二 別表第三の第一欄に掲げる対象事業の区分ごとにそれぞれ同表の第二欄に掲げる事業の諸元の変更以外の変更

三 前二号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減を目的とする変更（緑地その他の緩衝空地を増加するものに限る。）であつて、当該変更後の対象事業について法第六条第一項の規定を適用した場合における同項の地域を管轄する市町村長に当該変更前の対象事業に係る当該地域を管轄する市町村長以外が含まれていないもの

（環境の保全の配慮についての審査に係る法律の規定）

第十九条 法第三十三条第二項各号の法律の規定であつて政令で定めるものは、別表第四に掲げるとおりとする。

（報告書についての環境大臣の意見の提出期間）

第二十条 法第三十八条の四の政令で定める期間は、四十五日とする。

（報告書についての免許等を行う者等の意見の提出期間）

第二十一条 法第三十八条の五の政令で定める期間は、九十日とする。

(施行期日)
第一条 この政令は、都市基盤整備公団法(以下「公団法」という。)の一部の施行の日(平成十一年十月一日)から施行する。

附則 (平成十二年九月二十九日政令第三〇六号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、平成十一年十月一日から施行する。

附則 (平成二十一年二月三日政令第三八七号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

附則 (平成二十一年二月二七日政令第三四三二号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、平成十二年三月二十一日から施行する。

附則 (平成二十二年六月七日政令第三一三三号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附則 (平成二十二年一月一八日政令第四五七号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、河川法の一部を改正する法律の施行の日(平成十二年十月二十日)から施行する。

附則 (平成二十五年七月二四日政令第三二二二号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二十五年七月二四日政令第三二九号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第八条から第四十三条までの規定及び附則第四十四条の規定(国土交通省組織令(平成十二年政令第二百五十五号)第七十八条第四号の改正規定に係る部分に限る。)は、平成十五年十月一日から施行する。

附則 (平成二十五年九月二五日政令第四三八号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第九条及び第十一条から第三十三条

までの規定は、平成十五年十月一日から施行する。

附則 (平成二十五年一月一日政令第四四九号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、平成十五年十二月一日から施行する。

附則 (平成二十五年二月五日政令第四八九号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第十八条から第四十一条まで、第四十三条及び第四十四条の規定は、平成十六年四月一日から施行する。

附則 (平成二十六年三月一九日政令第五〇号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第九条から第四十四条までの規定は、平成十六年四月一日から施行する。

附則 (平成二十六年五月二六日政令第一八一号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、機構の成立の時から施行する。

附則 (平成二十七年六月一日政令第二〇三三号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、施行日(平成十七年十月一日)から施行する。

附則 (平成二十七年一月二二日政令第三三二二号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、民間事業者の能力を活用した市街地の整備を推進するための都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十七年十月二十四日)から施行する。

附則 (平成二十七年二月二二日政令第三七五号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、総合的な国土の形成を図るための国土総合開発法等の一部を改正する等の法律の施行の日(平成十七年十二月二十二日)から施行する。

附則 (平成二十七年三月三十一日政令第一二七号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、平成二十年四月一日から施行する。

附則 (平成二十七年三月三十一日政令第一三〇号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、平成二十年四月一日から施行する。

附則 (平成二十七年三月三十一日政令第一三〇号) 抄
(経過措置)
第二条 この政令の施行により新たに環境影響評価法第二条第二項に規定する第一種事業(以下この条において「第一種事業」という。)又は同法第二条第三項に規定する第二種事業(以下この条において「第二種事業」という。)となる事業であつて、この政令の施行の日以前にその工事に着手した林道の開設又は拡張の事業(この政令の施行の日以後の内容の変更により第一種事業又は第二種事業として実施されるものを除く。)については、同法第二章から第九章までの規定は、適用しない。

附則 (平成二十二年二月二二日政令第二四八号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(平成二十三年四月一日)から施行する。

附則 (平成二十三年七月二九日政令第二四四号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日(平成二十三年八月二日)から施行する。

附則 (平成二十三年一月一四日政令第三一六号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、環境影響評価法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第二十七号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(平成二十四年四月一日)から施行する。

附則 (平成二十三年一月一六日政令第三四〇号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、平成二十四年十月一日から施行する。

附則 (平成二十三年一月二八日政令第三六四号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、令和三年十月三十一日から施行する。

この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第四条及び第六条の規定は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日(平成二十三年十一月三十日)から施行する。

附則 (平成二十四年九月二六日政令第二五二号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、平成二十五年四月一日から施行する。

附則 (平成二十四年一月二四日政令第二六五号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、環境影響評価法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第二十七号)の施行の日(平成二十五年四月一日)から施行する。

附則 (平成二十六年五月一六日政令第一八四号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、内閣府設置法の一部を改正する法律の施行の日(平成二十六年五月十九日)から施行する。

附則 (平成二十六年一月一六日政令第三三三三号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二十七年一月二二日政令第四四四号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二十八年二月一七日政令第四四四号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二十八年九月三〇日政令第三二二二号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附則 (平成三十一年三月二五日政令第六一号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附則 (令和元年七月五日政令第五三三三号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、令和二年四月一日から施行する。

附則 (令和三年一月〇四日政令第二八三三三号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、令和三年十月三十一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この政令による改正前の環境影響評価法施行令(以下この条及び次条第一項において「旧令」という。)別表第一の五の項若しくは力の第二欄に掲げる要件に該当する事業のうちこの政令による改正後の環境影響評価法施行令(同条第一項において「新令」という。)別表第一の五の項若しくは力の第二欄に掲げる要件に該当しないもの又は旧令別表第一の五の項若しくは力の第三欄に掲げる要件に該当する事業であつて、この政令の施行前に環境影響評価法(以下「法」という。)第三条の四第一項(法第三条の十第二項の規定により適用される場合を含む。)の規定による公表又は法第四条第一項の規定による届出若しくは同条第六項の規定による通知が行われたものに係る環境影響評価その他の手続については、なお従前の例による。

第三条 旧令別表第一の五の項若しくは力の第二欄に掲げる要件に該当する事業のうち新令別表第一の五の項若しくは力の第二欄若しくは第三欄に掲げる要件に該当しないもの又は旧令別表第一の五の項若しくは力の第三欄に掲げる要件に該当する事業(前条に規定する事業を除く。以下「手続未着手事業」という。)を令和四年九月三十日まで実施しようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、事業の規模、事業が実施されるべき区域その他の経済産業省令で定める事項及び経済産業省令で定める簡易な方法により環境影響評価を行った結果を経済産業大臣に書面により届け出なければならない。

2 経済産業大臣は、前項の規定による届出に係る手続未着手事業が実施されるべき区域を管轄する都道府県知事に当該届出に係る書面の写しを送付し、三十日以上期間を指定して、法(第二章を除く。)の規定による環境影響評価その他の手続(以下「法定環境影響評価等」という。)が行われる必要があるかどうかについての意見及びその理由を求めるものとする。

3 経済産業大臣は、前項の規定による都道府県知事の意見が述べられたときはこれを尊重して、第一項の規定による届出の日から起算して六十日以内に、当該届出に係る手続未着手事業について法定環境影響評価等が行われる必要があるかどうかの判定を行い、当該判定の結果及びその理由を、書面をもって、当該届出をした

者及び前項の都道府県知事に通知するものとする。

4 第一項に規定する者は、前項の規定により法定環境影響評価等が行われる必要がない旨の通知が行われるまでは、手続未着手事業(第七項の規定により法第二条第四項に規定する対象事業とみなされたものを除く。)を実施してはならない。

5 第一項に規定する者は、同項の規定にかかわらず、経済産業大臣に書面により通知することにより、第三項の規定による判定を受けることなく法定環境影響評価等を行うことができる。

6 経済産業大臣は、前項の規定による通知を受けたときは、当該通知に係る手続未着手事業が実施されるべき区域を管轄する都道府県知事に当該通知に係る書面の写しを送付するものとする。

7 第三項の規定により法定環境影響評価等が行われる必要がある旨の通知が行われた手続未着手事業及び第五項の規定による通知に係る手続未着手事業については、法第二条第四項に規定する対象事業とみなして、法(第二章を除く。)及び電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)の規定を適用する。

第四条 手続未着手事業を実施しようとする者(前条第一項に規定する者を除く。)は、令和四年九月三十日までの間、経済産業大臣に、同項の規定の例による届出を行うことができる。

2 前項に規定する者は、令和四年九月三十日までの間、経済産業大臣に前条第五項の規定の例による通知を行うことにより、法定環境影響評価等を行うことができる。

3 前条第二項から第四項まで及び第七項の規定は第一項の規定による届出に係る手続未着手事業について、同条第六項及び第七項の規定は前項の規定による通知に係る手続未着手事業について、それぞれ準用する。

第五条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則(令和四年三月二五政令第八四号)抄

第一条 この政令は、令和四年四月一日から施行する。

(施行期日)

附則(令和四年三月三一政令第一六七号)抄

(施行期日)

1 この政令は、令和四年四月一日から施行する。

別表第一(第一条、第三条、第七条関係)

第一種事業の要件

第二種事業の要件

第一種事業の要件

第二種事業の要件

第一種事業の要件

第二種事業の要件

第一種事業の要件

第二種事業の要件

第一種事業の要件

第二種事業の要件

第一種事業の要件

第二種事業の要件

第一種事業の要件

トル以上であるものに限る。

ハ 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成十六年法律第百号)第十二条第一項第四号に規定する首都高速道路若しくは阪神高速道路又は道路整備特別措置法第十二条第一項に規定する指定都市高速道路(以下「首都高速道路等」という。)の新設の事業(車線の数が四以上である道路を設けるものに限る。)

ニ 首都高速道路等の改築の事業であつて、車線の数の増加を伴うもの(改築後の車線の数が四以上であり、かつ、車線の数の増加に係る部分の長さが一キロメートル以上であるものに限る。)

ホ 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第五條第一項に数が四以上であつて、規定する道路(首都、かつ、長さ大臣以外的高速道路等であるものが七・五キロメートルを超えるものを除く。以下「メートル未満の場合」という。)の新設の事業(車線である道路を設け、かつ、長さが十キロメートル以上である道路を設けるものに限る。)

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第五條第一項に数が四以上であつて、規定する道路(首都、かつ、長さ大臣以外的高速道路等であるものが七・五キロメートルを超えるものを除く。以下「メートル未満の場合」という。)の新設の事業(車線である道路を設け、かつ、長さが十キロメートル以上である道路を設けるものに限る。)

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第五條第一項に数が四以上であつて、規定する道路(首都、かつ、長さ大臣以外的高速道路等であるものが七・五キロメートルを超えるものを除く。以下「メートル未満の場合」という。)の新設の事業(車線である道路を設け、かつ、長さが十キロメートル以上である道路を設けるものに限る。)

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第五條第一項に数が四以上であつて、規定する道路(首都、かつ、長さ大臣以外的高速道路等であるものが七・五キロメートルを超えるものを除く。以下「メートル未満の場合」という。)の新設の事業(車線である道路を設け、かつ、長さが十キロメートル以上である道路を設けるものに限る。)

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第五條第一項に数が四以上であつて、規定する道路(首都、かつ、長さ大臣以外的高速道路等であるものが七・五キロメートルを超えるものを除く。以下「メートル未満の場合」という。)の新設の事業(車線である道路を設け、かつ、長さが十キロメートル以上である道路を設けるものに限る。)

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第五條第一項に数が四以上であつて、規定する道路(首都、かつ、長さ大臣以外的高速道路等であるものが七・五キロメートルを超えるものを除く。以下「メートル未満の場合」という。)の新設の事業(車線である道路を設け、かつ、長さが十キロメートル以上である道路を設けるものに限る。)

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第五條第一項に数が四以上であつて、規定する道路(首都、かつ、長さ大臣以外的高速道路等であるものが七・五キロメートルを超えるものを除く。以下「メートル未満の場合」という。)の新設の事業(車線である道路を設け、かつ、長さが十キロメートル以上である道路を設けるものに限る。)

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第五條第一項に数が四以上であつて、規定する道路(首都、かつ、長さ大臣以外的高速道路等であるものが七・五キロメートルを超えるものを除く。以下「メートル未満の場合」という。)の新設の事業(車線である道路を設け、かつ、長さが十キロメートル以上である道路を設けるものに限る。)

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第五條第一項に数が四以上であつて、規定する道路(首都、かつ、長さ大臣以外的高速道路等であるものが七・五キロメートルを超えるものを除く。以下「メートル未満の場合」という。)の新設の事業(車線である道路を設け、かつ、長さが十キロメートル以上である道路を設けるものに限る。)

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第五條第一項に数が四以上であつて、規定する道路(首都、かつ、長さ大臣以外的高速道路等であるものが七・五キロメートルを超えるものを除く。以下「メートル未満の場合」という。)の新設の事業(車線である道路を設け、かつ、長さが十キロメートル以上である道路を設けるものに限る。)

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第五條第一項に数が四以上であつて、規定する道路(首都、かつ、長さ大臣以外的高速道路等であるものが七・五キロメートルを超えるものを除く。以下「メートル未満の場合」という。)の新設の事業(車線である道路を設け、かつ、長さが十キロメートル以上である道路を設けるものに限る。)

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第五條第一項に数が四以上であつて、規定する道路(首都、かつ、長さ大臣以外的高速道路等であるものが七・五キロメートルを超えるものを除く。以下「メートル未満の場合」という。)の新設の事業(車線である道路を設け、かつ、長さが十キロメートル以上である道路を設けるものに限る。)

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第五條第一項に数が四以上であつて、規定する道路(首都、かつ、長さ大臣以外的高速道路等であるものが七・五キロメートルを超えるものを除く。以下「メートル未満の場合」という。)の新設の事業(車線である道路を設け、かつ、長さが十キロメートル以上である道路を設けるものに限る。)

<p>へ 一般国道の改築一般国道の改築の事業であつて、道の事業であつて路の区域を変更して、道路の区域を車線の数を増加させ変更して車線の又は新たに道路を設数を増加させ又けるもの（車線の数は新たに道路をの増加に係る部分設けるもの（車（改築後の車線の数線の数の増加にが四以上であるもの係る部分（改築に限る。）及び変更後の車線の数が後の道路の区域にお四以上であるもいて新たに設けられのに限る。）及る道路の部分（車線の変更後の道路の数が四以上であるの区域においてものに限る。）の長新たに設けられの合計が十キロメ道路の部分一トール以上であるも（車線の数が四のに限る。）</p>	<p>六項若しくは第十條第一項若しくは第四項</p>
--	----------------------------

<p>二 第二條第二項第一号に掲げる事業の種類</p>	
<p>イ 河川管理施設等貯水面積が七十都道府県政令第九十九百五ヘクタール以上百ヘクタール又は指号）第二條第二号の未満であるダム定都市サーチャージ水位の新築の事業の長が（サーチャージ水位（当該ダムが水一級河がないダムにあつて力発電所の設備川につは、同条第一号の常となる場合にいて事時満水位）におけるつては、当該事業を実貯水池の区域（以下業を実施しよう施する「貯水区域」というる者（当該場合に「貯水面積」といううとする者が二河川法が百ヘクタール以上である場合第七十以上であるダムの新築（五の項において「大規模ダム新築」といいうる者（河川（当該ダムが水力発電所の設備となる場者）が当該水力和四合にあつては、当該事業を実施しようとする者（当該事業を第四項実施しようとする者（当該事業を第四項が二以上である場合力発電所の出力条第二において、これらのが二万二千五百号に係る者（うちから代表する者）を定めたときは、その代表する者）が当該水力発電所の専る。及び当該）が当該水力発電所の専る。及び当該）の事業の用に供する電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二條第一項第十五号の発電事業（その者が国土交通大臣、都道府県知事、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十</p>	<p>員が六・五メートル以上であり長さが二十キロメートル以上である林道ル以上二十キロメートル未満である林道を設けるものに限る。）</p>

<p>ハ 第一種ダム新築第二種ダム新築事業であつて、当該事業であつて、体が地ダムを用いて工業用当該ダムを用い方公共水道事業法（昭和三</p>	<p>二条の十九第一項の川工事として行指定都市（以下「指うもの定都市」という。）の長又は独立行政法人水資源機構である場合を除く。以下単に「発電事業者」という。）であるもの（当該水力発電所の出力が二万二千五百キロワット以上である場合に限る。）及び当該水力発電所の専用設備の設置に該当するものを除く。以下「第一種ダム新築事業」という。）であつて、国土交通大臣、都道府県知事又は指定都市の長が河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第八條に規定する河川工事（以下単に「河川工事」という。）として行うもの</p>
--	--

<p>ホ 第一種ダム新築第二種ダム新築事業であつて、独立行政法人水資源機構が行うもの</p>	<p>十三年法律第八十四條を営み、又は外の者号）第二條第四項の営もうとする者である工業用水道事業（以が行うもの（地場合に、工業用水道方公共団体が法つき、事業」という。）を第二條第二項工業用営み、又は営もうと二号口の国の補水道事する者が行うもの助金等の交付を業法第（地方公共団体が法受けなで行う三條第二條第二項第二号ものを除く。）</p>
--	--

<p>業であつて、国土交 通大臣、都道府県知 事、指定都市の長又 は独立行政法人水資 源機構が河川工事に して行うもの</p>	<p>レ 百ヘクタール以 上の面積の土地の形 状を変更する放水路 の新築の事業であつ て、国土交通大臣、 都道府県知事又は指 定都市の長が河川工 事として行うもの</p>	<p>業であつて、国土交 通大臣、都道府県知 事、指定都市の長又 は独立行政法人水資 源機構が河川工事に して行うもの</p>
<p>イ 全国新幹線鉄道 整備法（昭和四十五 年法律第七十一号） 第四条第一項に規定 する建設線の建設 （既設の同法附則第 六項第一号の新幹線 鉄道規格新線（以下 単に「新幹線鉄道規 格新線」という。） の区間について行う ものを除く。）の事 業</p>	<p>イ 全国新幹線鉄道 整備法（昭和四十五 年法律第七十一号） 第四条第一項に規定 する建設線の建設 （既設の同法附則第 六項第一号の新幹線 鉄道規格新線（以下 単に「新幹線鉄道規 格新線」という。） の区間について行う ものを除く。）の事 業</p>	<p>イ 全国新幹線鉄道 整備法（昭和四十五 年法律第七十一号） 第四条第一項に規定 する建設線の建設 （既設の同法附則第 六項第一号の新幹線 鉄道規格新線（以下 単に「新幹線鉄道規 格新線」という。） の区間について行う ものを除く。）の事 業</p>

<p>ホ 鉄道事業法によ る鉄道（懸垂式鉄道 、跨座式鉄道、案内 軌条式鉄道、無軌条 電車、鋼索鉄道、浮 上式鉄道その他の特 殊な構造を有する鉄 道並びに新幹線鉄 道及び新幹線規格 新線を除く。以下メ ートル未満で「普通 鉄道」というある ものを除く。）の事 業（長さが十キロメ ートル以上である鉄 道</p>	<p>ホ 鉄道事業法によ る鉄道（懸垂式鉄道 、跨座式鉄道、案内 軌条式鉄道、無軌条 電車、鋼索鉄道、浮 上式鉄道その他の特 殊な構造を有する鉄 道並びに新幹線鉄 道及び新幹線規格 新線を除く。以下メ ートル未満で「普通 鉄道」というある ものを除く。）の事 業（長さが十キロメ ートル以上である鉄 道</p>	<p>ホ 鉄道事業法によ る鉄道（懸垂式鉄道 、跨座式鉄道、案内 軌条式鉄道、無軌条 電車、鋼索鉄道、浮 上式鉄道その他の特 殊な構造を有する鉄 道並びに新幹線鉄 道及び新幹線規格 新線を除く。以下メ ートル未満で「普通 鉄道」というある ものを除く。）の事 業（長さが十キロメ ートル以上である鉄 道</p>
---	---	---

<p>ト 軌道法（大正十 年法律第七十六号） による新設軌道（普 通鉄道の構造と同 様の構造を有するも のメートル未満で 「新設軌道」とい うものを除く。）の 建設の事業（長さが 十キロメートル以上 であるものに限る。）</p>	<p>ト 軌道法（大正十 年法律第七十六号） による新設軌道（普 通鉄道の構造と同 様の構造を有するも のメートル未満で 「新設軌道」とい うものを除く。）の 建設の事業（長さが 十キロメートル以上 であるものに限る。）</p>	<p>ト 軌道法（大正十 年法律第七十六号） による新設軌道（普 通鉄道の構造と同 様の構造を有するも のメートル未満で 「新設軌道」とい うものを除く。）の 建設の事業（長さが 十キロメートル以上 であるものに限る。）</p>
--	--	--

<p>ハ 滑走路の延長を 伴う飛行場及びその 施設の変更の事業 （延長後の滑走路の 長さが二百五十メ ートル以上であり、 かつ、滑走路を五 百メートル以上延 長するものに限る。）</p>	<p>ハ 滑走路の延長を 伴う飛行場及びその 施設の変更の事業 （延長後の滑走路の 長さが二百五十メ ートル以上であり、 かつ、滑走路を五 百メートル以上延 長するものに限る。）</p>	<p>ハ 滑走路の延長を 伴う飛行場及びその 施設の変更の事業 （延長後の滑走路の 長さが二百五十メ ートル以上であり、 かつ、滑走路を五 百メートル以上延 長するものに限る。）</p>
---	---	---

<p>五 出力が三万キロワット以上である水五百キロワット未満の水力発電所の設置の工事業（当該水力発電所の設置の工事業の事業（当該水力発電所の設置の工事業が規模新築若しくは大規模堰改築（以下</p>	<p>件に該当するものを除く。） 出力が三万キロワット以上である水五百キロワット未満の水力発電所の設置の工事業（当該水力発電所の設置の工事業が規模新築若しくは大規模堰改築（以下</p>
--	---

<p>ハ 出力が三万キロワット以上である水力発電所の設置の工事業（当該水力発電所の設置の工事業が規模新築若しくは大規模堰改築（以下</p>	<p>「大規模ダム新築等」といふ、大規模ダム新築等を行うものとする者（その者が二以上である場合において、これらの者のうちから代表する者を定めるときは、その代表する者）が当該水力発電所をその事業の用に供する発電事業者であるものに限る。）</p>
---	---

<p>ニ 出力が二万二千五百キロワット以上三万キロワット未満である水力発電所の設置の工事業（当該水力発電所の設置の工事業が規模新築若しくは大規模堰改築（以下</p>	<p>きは、当該ダムの新築又は当該堰改築若しくは改築である部分を除く。）</p>
--	--

<p>ト 出力が一万キロワット以上である火五百キロワット未満の水力発電所の設置の工事業（当該水力発電所の設置の工事業が規模新築若しくは大規模堰改築（以下</p>	<p>出力が七千五百キロワット以上である火五百キロワット未満の水力発電所の設置の工事業（当該水力発電所の設置の工事業が規模新築若しくは大規模堰改築（以下</p>
--	--

地宅の造成の事業(第一節)	三十	種類	第一項	第二項	第二節	第二法	第二十	種類
イ 独立行政法人都市再生機構が行う宅地の造成に係る事業(造るものに限る。)	イ 独立行政法人都市再生機構が行う宅地の造成に係る事業(造るものに限る。)	イ 独立行政法人都市再生機構が行う宅地の造成に係る事業(造るものに限る。)	イ 独立行政法人都市再生機構が行う宅地の造成に係る事業(造るものに限る。)	イ 独立行政法人都市再生機構が行う宅地の造成に係る事業(造るものに限る。)	イ 独立行政法人都市再生機構が行う宅地の造成に係る事業(造るものに限る。)	イ 独立行政法人都市再生機構が行う宅地の造成に係る事業(造るものに限る。)	イ 独立行政法人都市再生機構が行う宅地の造成に係る事業(造るものに限る。)	イ 独立行政法人都市再生機構が行う宅地の造成に係る事業(造るものに限る。)

別表第二(第十三条関係)		対象事業の区分		事業の諸元		手続を経ることを要しない修正の要件	
設計速度	車線の数	対象事業実施区域の位置	道路の長さ	道路の長さ	道路の長さ	道路の長さ	道路の長さ
設計速度が増加しないこと。	車線の数が増加しないこと。	新たに対象事業実施区域とならないこと。	一センチメートル以上増加しな	一センチメートル以上増加しな	一センチメートル以上増加しな	一センチメートル以上増加しな	一センチメートル以上増加しな

二 別表第一の一項の長さ	林道の長さ	林道の設計の基礎となる自動車の速度	貯水区域の位置	コンクリートダム又はフィルダムの別	別表第一の二の項のへからヨまでに該当する対象事業	別表第一の五の項のタに該当する対象事業	別表第一の八の項のホ又はハに該当する対象事業
林道の長さが増加しないこと。	林道の設計の基礎となる自動車の速度が増加しないこと。	新たに貯水区域となる部分の面積が修正前の貯水面積の二十パーセント未満であること。	新たに貯水区域となる部分の面積が修正前の貯水面積の二十パーセント未満であること。	新たに貯水区域となる部分の面積が修正前の貯水面積の二十パーセント未満であること。	新たに湖沼開発区域となる部分の面積が修正前の湖沼開発区域の面積の二十パーセント未満であること。	新たに湖沼開発区域となる部分の面積が修正前の湖沼開発区域の面積の二十パーセント未満であること。	新たに湖沼開発区域となる部分の面積が修正前の湖沼開発区域の面積の二十パーセント未満であること。

六 別表第一の二の項のレに該当する対象事業	放水路の位置	別表第一の七の項のイからニまでに該当する対象事業	別表第一の八の項のホ又はハに該当する対象事業
新たに放水路の区域となる部分の面積が修正前の当該区域の面積の二十パーセント未満であること。	放水路の位置	別表第一の七の項のイからニまでに該当する対象事業	別表第一の八の項のホ又はハに該当する対象事業

<p>九 別表第一の軌道の長さ 三の項のト又はチに該当する対象事業</p>	<p>軌道の長さ 軌道の長さが十パーセント以上増加しないこと。</p>	<p>本線路施設 区域の位置 修正前の本線路施設区域から百メートル以上離れた区域が新たに本線路施設区域とならないこと。</p>	<p>本線路の敷 軌道の施設 軌道の設計の基礎となる車両の最 礎となる車高速度が地上の部分 の最高速度において十キロメ トル毎時を超えて増 加しないこと。</p>	<p>十 別表第一の滑走路の長 四の項に該当する対象事業</p>	<p>飛行場及び その施設の 区域の位置 新たに飛行場及びその施設の区域となる部分の面積が二十ヘクタール未満であること。</p>	<p>十一 別表第一の五の項のイが の五の項のイが発電設備の出力が十パーセント以上増加しないこと。 する対象事業</p>	<p>ダム 区域の位置 堰の湛水区 域の位置 新たにダムの貯水区域となる部分の面積が修正前の当該区域の面積の二十パーセント未満であること。 修正前の貯水区域となる部分の面積が二十パーセント未満であり、又は一ヘクタール未満であること。</p>
<p>十二 別表第一の五の項のホ又 対象事業</p>	<p>発電所又は 発電設備の出力 発電所又は発電設備の出力が十パーセント以上増加しないこと。</p>	<p>対象事業実 置 修正前の対象事業実 置区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実 置区域とならないこと。</p>	<p>原動力につ いての汽力 、ガスター ビン、内燃 力又はこれ らを組み合 わせたもの の別 燃料の種類 冷却方式に ついての冷 却塔、冷却 池又はその 他のもの 別</p>	<p>十三 別表第一の五の項のト又 対象事業</p>	<p>発電所又は 発電設備の出力 発電所又は発電設備の出力が十パーセント以上増加しないこと。</p>	<p>十四 別表第一の五の項のリ又 対象事業</p>	<p>発電所又は 発電設備の出力 発電所又は発電設備の出力が十パーセント以上増加しないこと。</p>
<p>十五 別表第一の五の項のル又 対象事業</p>	<p>発電所の出力 発電所の出力が十パーセント以上増加しないこと。</p>	<p>対象事業実 置 修正前の対象事業実 置区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実 置区域とならないこと。</p>	<p>十六 別表第一の五の項のワ又 対象事業</p>	<p>埋立処分場 の位置 新たに埋立処分場となる部分の面積が修正前の埋立処分場の面積の二十パーセント未満であること。</p>	<p>廃棄物の処理及び清掃に 関する法律施行令 (昭和四十六年政令第三 百号)第十四 号イに規定 する産業廃 棄物の最終 処分場、同 号ロに規定 する産業廃 棄物の最終 処分場又は 一般廃棄物</p>	<p>十七 別表第一の六の項に該当 する対象事業</p>	<p>対象事業実 置 修正前の対象事業実 置区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実 置区域とならないこと。</p>
<p>十八 別表第一の七の項に該当 する対象事業</p>	<p>埋立干拓区 域の位置 新たに埋立干拓区域となる部分の面積が修正前の埋立干拓区域の面積の二十パーセント未満であること。</p>	<p>十九 別表第一の八の項から十 の項までに該当する対象事業</p>	<p>二十 別表第一の十三の項に 該当する対象事業</p>	<p>別表第三(第十八条関係) 対象事業の区 分の 一 別表第一の一の項のイからへまでに該当する対象事業</p>	<p>道路の長さ 道路の長さが十パーセント以上増加しないこと。</p>	<p>設計速度 設計速度が増加しないこと。</p>	<p>盛土、切盛土、切土、トンネル、トンネル、橋若しくは高架又は連続した千メートル以上</p>

<p>二 法道路整備特別措置法第三条第五項（同条第三十第八項において準用する場合を含む）、</p>	<p>土地の利用計画における工業の積が変更前の当該土地の面積の二十パーセント未満であり、かつ、二十ヘクタール未満であること。</p> <p>土地の利用計画における工業の積が変更前の当該土地の面積の二十パーセント未満であり、かつ、二十ヘクタール未満であること。</p> <p>土地の利用計画における工業の積が変更前の当該土地の面積の二十パーセント未満であり、かつ、二十ヘクタール未満であること。</p>	<p>かつ、二十ヘクタール未満であること。</p> <p>土地の利用計画における工業の積が変更前の当該土地の面積の二十パーセント未満であり、かつ、二十ヘクタール未満であること。</p> <p>土地の利用計画における工業の積が変更前の当該土地の面積の二十パーセント未満であり、かつ、二十ヘクタール未満であること。</p>
<p>三 法道路整備特別措置法第十条第四項及び第三十二條第六項、道路法第七十四條、河川三條法第七十九條第一項、独立行政法人水資源機構法第九條第一項及び附則第十一項、三號の道整備法第九條第一項及び附則第十一項、法律の軌道法第五條第一項並びに土地区画整理規定で法第五十二條第一項、第五十五條第十二項、第七十一條の二第一項及び第七十七條の三第十四項</p>	<p>三條法第十條第三項及び第十二條第五項、水道二條法第八條第一項（同法第十條第二項において準用する場合を含む。）及び同法第二二條の十八條第一項（同法第三十條第二項において準用する場合を含む。）、工業用水道あつて事業法第五條（同法第六條第三項において準用する場合を含む。）、廃棄物の処理及清掃に関する法律第八條の二第一項（同法第九條第二項において準用する場合を含む。）及び同法第十五條の二第一項（同法第十五條の二の六第二項において準用する場合を含む。）並びに都市計画法第六十一條（同法第六十三條第二項において準用する場合を含む。）</p>	<p>三條法第十條第三項及び第十二條第五項、水道二條法第八條第一項（同法第十條第二項において準用する場合を含む。）及び同法第二二條の十八條第一項（同法第三十條第二項において準用する場合を含む。）、工業用水道あつて事業法第五條（同法第六條第三項において準用する場合を含む。）、廃棄物の処理及清掃に関する法律第八條の二第一項（同法第九條第二項において準用する場合を含む。）及び同法第十五條の二第一項（同法第十五條の二の六第二項において準用する場合を含む。）並びに都市計画法第六十一條（同法第六十三條第二項において準用する場合を含む。）</p>

別表第四（第十九條関係）

一 法土地改良法第八條第四項（同法第四十八條第三十條第九項、第九十五條第三項又は第九十三條第五條の二第三項において準用する場合を二項第含む。）、鉄道事業法第八條第二項（同法第一號の第九條第二項（同法第十二條第四項において準用する場合を含む。）又は同法第十條規定で二條第四項において準用する場合を含む。）、航空法第三十九條第一項（同法第四十條第三十條第二項において準用する場合を含む。）、並びに土地区画整理法第九條第一項（同法第十條第三項において準用する場合を含む。）、同法第二十一條第一項（同法第三十九條第二項において準用する場合を含む。）、及び同法第五十一條の九第一項（同法第五十一條の十第二項において準用する場合を含む。）